

平成23年第4回安堵町議会定例会会議録

(最終日)

日時 平成23年12月15日(木) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 森 田 瞳 | 2 番 | 浅 野 勉 |
| 3 番 | 植 田 英 和 | 4 番 | 中 本 幸 一 |
| 5 番 | 島 田 正 芳 | 6 番 | 松 田 和 代 |
| 7 番 | 松 本 正 弘 | 8 番 | 山 岡 敏 |
| 9 番 | 田 中 幹 男 | 10 番 | 福 井 保 夫 |

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------|-----------|-----------------|---------|
| 町 長 | 西 本 安 博 | 副 町 長 | 北 田 秀 章 |
| 教育長職務代行 | 久 保 茂 樹 | | |
| 理事(総務部門) | 寺 前 高 見 | 理事(民生部門) | 吉 岡 勉 |
| 理事(事業部門) | 山 崎 文 生 | | |
| 総合政策課長 | 堀 川 雅 央 | 総 務 課 長 | 中 野 彰 宏 |
| 税 務 課 長 | 喜 多 君 美 代 | 住 民 課 長 | 堀 口 善 友 |
| 健康福祉課長 | 磯 部 あ さ み | 人 権 同 和 対 策 課 長 | 大 星 義 博 |
| 産業建設課長 | 古 川 秀 彦 | 上 下 水 道 課 長 | 北 門 康 幸 |
| 会 計 室 長 | 吉 村 良 昭 | | |

5 職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 近 藤 善 敬 | 書 記 | 吉 川 明 宏 |
|--------|---------|-----|---------|

6 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 9号：平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について
- 日程第 2 安堵町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第 3 発議第 1号：「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書
- 日程第 4 文教厚生常任委員会委員長報告について
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 7 諸般の報告
- 追加日程第 1 住居表示検討特別委員会の閉会中の継続調査申出書について

開 会 午前10時

議長（森田 瞳） おはようございます。
只今の出席議員10名です。
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりです。
議事日程に従い、進めてまいります。

議長（森田 瞳） 日程第1 議案第9号：「平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） おはようございます。
それでは議案第9号について御説明させていただきます。
本補正につきましては、15万4,000円の増額補正でございます。
詳細を補正予算書により、御説明させていただきます。
7ページをお願いいたします。
歳出でございます。
款8. 消防費、項1. 消防費、目1. 非常備消防費におきまして15万4,000円の増額補正でございます。これは消防団員1名の退団による退職報償金によるものでござ

います。

この財源といたしまして、前のページ、6ページをお願いいたします。

款 18. 諸収入、項 3. 雑入、目 1. 雑入、15万4,000円の増額でございます。
消防団員退職報償金受入収入でございます。

なお、消防団員等公務災害補償等共済基金より、12月の8日をもって決定通知を受けておりますので、また、団員への支払等によりまして急きょ追加議案とさせていただきます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第9号：平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）を別紙のとおり提出する。

平成23年12月15日提出

安堵町長 西本 安博

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第9号：平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）

平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,868万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月15日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

続きまして2ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 18. 諸収入、項 3. 雑入

補正前の額 1,434万8,000円、補正額 15万4,000円、計 1,450万2,000円。

歳入合計

補正前の額 29億5,852万9,000円、補正額 15万4,000円、計 29億5,868万3,000円。

続きまして3ページをお願いいたします。

歳出

款 8. 消防費、項 1. 消防費

補正前の額 1 億 2,229 万 3,000 円、補正額 15 万 4,000 円、計 1 億 2,244 万 7,000 円。

歳出合計

補正前の額 29 億 5,852 万 9,000 円、補正額 15 万 4,000 円、計 29 億 5,868 万 3,000 円。

4 ページ以降の事項別明細書につきましては、先程の御説明と重複いたしますので省略させていただきます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 9 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第2：「安堵町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。
このことについて説明いたします。
この選挙は、地方自治法第182条の規定に基づき選挙するものであります。

議長（森田 瞳） 初めに安堵町選挙管理委員会委員の選挙を行います。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。
御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 全員異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

議長（森田 瞳） お諮りします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。
御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。
よって議長が指名することに決定しました。
それでは、選挙管理委員会委員を指名いたします。

| | |
|--------------|----------|
| 東安堵270番地、 | 西川 正己 君。 |
| 西安堵544番地の53、 | 梅田 平彦 君。 |
| 笠目706番地、 | 富井 忠雄 君。 |
| 窪田206番地、 | 増井 勝美 君。 |

以上、4名を指名いたします。

議長（森田 瞳） お諮りします。
只今、議長が指名しました方々を、安堵町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、只今指名しました

西川 正己 君、

梅田 平彦 君、

富井 忠雄 君、

増井 勝美 君。

以上、4名が、安堵町選挙管理委員会委員に当選されました。

議長（森田 瞳） 次に選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 全員異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

議長（森田 瞳） お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定しました。

それでは、選挙管理委員会補充員を指名いたします。

第1順位 東安堵64番地の10、 西野 三郎 君。

第2順位 岡崎580番地、 谷野 益宏 君。

第3順位 西安堵34番地の29、 山本 博嗣 君。

第4順位 東安堵1247番地、 平井 正廣 君。

以上、4名の方々を指名します。

議長（森田 瞳） お諮りします。

只今、議長が指名しました方々を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

したがいまして、只今指名いたしました

第1順位 西野 三郎 君、

第2順位 谷野 益宏 君、

第3順位 山本 博嗣 君、

第4順位 平井 正廣 君。

以上、4名が、只今申し上げました順序のとおり選挙管理委員会補充員に当選されました。

議長（森田 瞳） 日程第3 発議第1号：「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 9番、田中議員。

（田中議員 登壇）

9番（田中幹男） それでは読み上げさせていただきます。

発議第1号：介護職員処遇改善交付金事業を平成24年度以降も継続することを求める意見書

このことについて、別紙のとおり会議規則第12条の規定により提出いたします。

平成23年12月15日提出

安堵町議会議員 田中幹男
松田和代

「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書
平成24年4月に介護報酬の改定が予定されており、厚生労働省介護保険部会で審議がされているところです。超高齢化社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足が深刻で、その待遇改善の必要性が社会問題化した平成21年度、麻生内閣によって創設された「介護職員処遇改善交付金事業」は、平成23年度末で終了するものとなっています。

来年度の介護報酬改定にあたり、この「介護職員処遇改善交付金事業」を継続するのか、処遇改善に相当するものを介護報酬に組み込むのかが大きな焦点といわれています。

私たちは、次の2つの理由から、税金を投入している現在の「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求めます。

第一に、介護報酬の中に組み込めば、介護報酬の約2%に相当するといわれ、当然、介護保険料の引き上げ、利用料の増大に結びつきます。

第二に、介護職員の待遇改善はいまだ改善された状況になく、離職者が依然として高い状況が続いています。また、事業者は介護職員の確保に苦慮しています。

介護報酬に組み込んだ場合、職員の処遇改善に結びつく保障がなくなります。介護報酬のアップ分を処遇改善に充てるか否かは事業者の判断次第ということになってしまいます。

つきましては、以上の主旨から、国ならびに関係機関におかれましては、「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続するために尽力していただくことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

昭和、(平成)23年12月15日

奈良県安堵町議会

[提出先]

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣
財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣であります。

議員の皆さんの各位の御賛同、どうかよろしく願いいたします。

議長(森田 瞳) 只今、田中議員から意見書を朗読いただきました。

最後に、平成23年12月15日あるのを、昭和23年12月15日と発言されました。
これは平成23年で間違いございませんか。

9番(田中幹男) はい、ありません。

議長（森田 瞳） はい、議事録訂正願います。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより発議第1号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって発議第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第4：「文教厚生常任委員会委員長報告について」を議題といたします。

去る、9月6日の平成23年第3回安堵町議会定例会本会議において、陳情第1号：「安堵中学校の学校給食再開を求める陳情書」についてを文教厚生常任委員会に付託しました。

委員長の報告を求めます。

9番（田中幹男） はい、議長

議長（森田 瞳） 田中議員。

(田中議員 登壇)

9番(田中幹男) それでは引き続きまして、文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

去る12月9日、午後、全員出席のもと、文教厚生常任委員会を開会いたしましたので、審査の概要と結果について報告をいたします。

平成23年11月1日に安堵町立中学校給食導入検討委員会が発足されました。

これは安堵中学校の学校給食導入について検討されるもので、その第1回目の検討委員会が12月5日に開催され、その概要等について報告を受けました。

内容につきましては、設置後最初の会議であったため、検討委員会の委員の任命や、今後の検討委員会のスケジュールが主で、安堵中学校給食再開についての本格的な検討には至りませんでした。しかし、聴取した中で、安堵中学校については、昭和52年の新校舎移転までは、小学校に併設された給食調理室で調理され、給食を実施されておりましたが、校舎新設移転に伴い、給食業者からの配給給食に変更されましたが、給食時間には冷えてしまっていることから大変不評であり、廃止となり、現在のように生徒が弁当を持参する形態に変更され、30年が経過したということがわかりました。

報告を受けた後、委員から検討委員会のスケジュールの中で、検討委員会の開会予定を月1回程度とされておりますけれども、限られた期間であるため短縮できないのか。陳情書の署名252名の重みを理解されたい。などの意見が出されました。

スケジュールに関しては、短縮できるところがあれば調整をしていきたい。陳情書については、真摯に受け止め、慎重に議論し、進めていきたいとのことでありました。

以上が審査の概要であります。

これにより、安堵町立中学校給食導入検討委員会を組織し、第1回目の検討委員会を開会し、中学校の給食導入について動きだしたことが確認できました。

学校給食は、いろんな家庭の子ども達が栄養バランスのとれた昼食をとることができるものであり、安堵町の未来を拓く子ども達の食育の推進にもつながるものであります。

安堵中学校全ての生徒の健康を支える学校給食の大切さ、公教育としての給食再開を願う多数の保護者の気持ちに答えるべく、議会として教育委員会、行政に対して働きかけていくべきものであるとの結論から、先の平成23年第3回定例会で付託を受けておりました「安堵中学校の学校給食再開を求める陳情書」については、当委員会の採決の結果、全会一致で「採択すべきもの」と決しましたので、ここに報告いたします。

なお、この件については、今後も引き続き安堵町立中学校給食導入検討委員会の報告等を受けながら中学校給食再開に向け、調査・研究をまいります。

以上で、文教厚生常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

で、この間ですね、奈良県下で、奈良市や大和郡山市、広陵町でも検討の導入がほ

ば決まっております。どうか議員各位の皆さんの御賛同、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより陳情第1号：「安堵中学校の学校給食再開を求める陳情書について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第5：「一般質問」を行います。

一般質問をされる方を申し上げます。

10番、福井 保夫 議員、
6番、松田 和代 議員、
8番、山岡 敏 議員、
2番、浅野 勉 議員、
4番、中本 幸一 議員、
9番、田中 幹男 議員、
5番、島田 正芳 議員。

順序につきましては、受付順に行います。

なお、質問時間は回答時間を含め 40分といたします。

議長（森田 瞳） 10番、福井議員の一般質問を許します。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

(福井議員 登壇)

10番(福井保夫) 10番、福井保夫でございます。

質問事項としまして、スポーツ施設(小・中学校)の有効利用についてということ
であります。

質問の要旨としまして、安堵一心剣道クラブが現在、日曜日の午前中、小学校の体
育館を使って練習しています。時々、他のスポーツチームが大会前というようなこと
で、体育館を使用する時があるみたいです。そういう時に、中学校に武道場もありま
すので、その辺を臨機応変に武道場の使用をできるようにしていただきたいと思いま
す。

また、武道場をそのクラブが使うことにより、そのクラブはもとより、他のクラブ
も体育館を使うことによって練習量も増えると思います。また少ない施設を利用する
ということで、国の進める総合型地域スポーツクラブの推進にもつながるであろうと
思われます。以上です。

教育長職務代行(久保茂樹) はい、議長。

議長(森田 瞳) 久保教育長職務代行。

(久保教育長職務代行 登壇)

教育長職務代行(久保茂樹) それではよろしく申し上げます。

お答えさせていただきます。スポーツ振興にも定められておりますとおり、「国立
学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校
のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。」
とあり、本町の公立小学校においても、現在、登録クラブに対して週ごとに割り当て
をして使用していただいております。特に土日については運動場も含め、フルに利用
していただいている状況にあります。今後、大会等の関係で登録クラブが使用できな
いような状況が発生した場合、中学校の武道場を始めその他の体育施設についても、
教育に支障のない範囲で利用していただけるよう調整してまいりたいと考えておりま
す。

10番(福井保夫) はい、議長。

議長(森田 瞳) 福井議員。

10番(福井保夫) 現在の武道場の使用状況というのはどんな感じなんでしょうか。

教育長職務代行（久保茂樹） はい、議長。

議長（森田 瞳） 久保教育長職務代行。

教育長職務代行（久保茂樹） 現在、中学校の武道場は学校の教育活動の中で柔道をやらせていただいておりますけども、一般には開放していない状況であります。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） 先ほども言いましたように、他のクラブが体育館を使うとか、選挙があれば使えないとか、いろんな状況の時は武道場の使用というのはその剣道クラブ可能ですか。

教育長職務代行（久保茂樹） はい、議長。

議長（森田 瞳） 久保教育長職務代行。

教育長職務代行（久保茂樹） はい。現在中学校の武道場の方は畳を敷かせていただいている部分で、その畳を上げていただいて使っていただくということであれば、十分調整して利用していただけることだと思います。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） 今後ともいろんな意味で、先ほども言いましたが臨機応変に、数少ない施設ですし、やはり子ども達は2、3人と思われるんですが、そのスポーツができるという。またボランティアでそうやって活動されてる方もいますので、学校にできない部分をやはりそこで補うというようなことで、努力していただきたいと思いません。やはりこちらから声を出さなくてもある程度そういうものを理解して、「どうですか」というような感じでもお願いしたいと思いません。やはり一町一校でこれからどんどん生徒が増えるか増えないか分からないような現状ですんで、やはり特にその施設等新しいものを建てるということはなかなか難しいと思しますので、そういう感じで有効に使われなければならないと思いません。

国も進める総合型地域スポーツクラブというのは、やはり、そういうことに関連し

てきますし、推進を図っていただき、また地域のスポーツ施設を上手く活用しながら複数種目の活動を用意することで、子どもから高齢者まで誰でも気軽にスポーツに親しみ、地域社会の活性化にも寄与する場を作っていただきたいと思います。

以上です。これで質問を終わります。

議長（森田 瞳） これで、10番、福井議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて6番、松田議員の一般質問を許します。

6番（松田和代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 松田議員。

（松田議員 登壇）

6番（松田和代） 6番、松田でございます。

まず富本憲吉記念館について御質問させていただきます。

東安堵の地で生まれ育ち安堵町への貢献はいうに及ばず、陶芸の世界においても多大な功績を残され、日本で第一号の文化勲章を受章された富本憲吉先生の生家である記念館がこの春に閉鎖するという噂が地元で広がっており、地域住民は元より、多くの方が存続を願っている現状を、町長は御存知ですか。

また、御存知でありましたら町長としての考えをお聞かせいただきたいと思います。

二つ目の質問といたしまして、住居表示についてでございますが、今年のタウンミーティングにおいて一部の住民の方から、通称名での住居表示をしてほしい旨の要望があったと聞いておりますが、住居表示についてどのように考えておられるかお聞かせください。

以上、2点の答弁をお願いいたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 6番、松田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

富本憲吉記念館の閉館問題でございますが、その話が出ておりますことは承知をいたしております。

次に町としてどのように考えていくのかということでございます。

これは安堵町にとりましても、町内、町外、全国に観光発信あるいは文化の発信をできる代表的な施設でございます。したがって、今年度末に策定する第4次安堵町総合計画におきましても、観光の根幹と考えております。私自身も町の幹部と共に記念館に幾度となく足を運び、そして記念館のおかれている現在の状況の把握及び打開策について、県を始めとする関係機関を交えまして、只今検討をしているところでございます。

以上でございます。

6番（松田和代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 松田議員。

6番（松田和代） 富本憲吉記念館は東安堵だけの問題ではなく、安堵町や奈良県、日本のみならず世界の財産だと考えていただき、何とか行政の支援をもってでも記念館の存続ができますようお願いいたしまして、記念館に対する一般質問を終らせていただきます。

次に、住居表示についての答弁を担当課長お願いいたします。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） おはようございます。

松田議員の住居表示の御質問について、回答させていただきます。

9月議会におきまして、今後大きな障害が発生するような状況に至るようであれば検討させていただくこととし、現在のところは住居表示の変更は行わないとの回答をさせていただきました。しかしながら、今回のタウンミーティングにおきまして、住所が東安堵の一部であります、あつみ台と小泉苑の方より、わかりやすい住居表示にしてほしいとの要望が挙がってまいりました。今すぐ実施というわけにはいきませんが、実施するとすれば三つの方法が考えられます。

通称名による変更は、住民基本台帳法により、現在は認められておりません。他に、

地方自治法 260 条による字名の変更と、住居表示制度による変更がありますが、住民の生活に著しい不便が生じるということが条件でございます。今は早急な結論を出すことはできませんが、今後住民の方々の具体的な意見や、専門家の意見も聞きながら慎重に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

6 番（松田和代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 6 番、松田議員。

6 番（松田和代） 東安堵は、小泉苑、あつみ台、東安堵、東安堵南、若草の里、柿の里と南北に範囲が広くわかりにくいので、住民の要望でもありますので、議会といたしましてもできる大字からでも結構ですので、是非、前向きに検討していただきたいと思いますが、町長としてはどのように考えておられますか。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、西本町長。

町長（西本安博） 自席から答弁をさせていただきます。

今おっしゃいましたように大変わかりにくい。わかりやすい地番にするということが簡単に言いますとベターであると思います。で、そこに色々取り組まなければならない諸問題、ハードルも大きなものがございます。慎重に、この件については継続的に議会あるいは住民の皆様方、専門家の意見も聞きながら検討を進めてまいる所存でございます。

以上でございます。

6 番（松田和代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 松田議員。

6 番（松田和代） 是非、前向きな検討をお願いいたしまして、住居表示の質問を終らせていただきます。

議長（森田 瞳） これで、6 番、松田議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて8番、山岡議員の一般質問を許します。

8番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

（山岡議員 登壇）

8番（山岡 敏） 8番、山岡 敏でございます。ちょっと風邪ひいております申しわけございません。

私の一般質問は、大雨、洪水、大災害の浸水対策についてという課題でございます。

9月の議会に、貯水池の設置や対策についてということで、質問させていただきました。これは非常に多額の金もいるだろうし、また土地等の問題もございまして、なかなか長期の計画を持ってやってもらわないかんということでございます。回答もそのような形で、早急には無理ということで今回は回答していただいております。

今回はその災害時に発生する、いつ発生するかわからない災害、待ってくれません。これらの浸水対策について行政側の対応についてお伺いいたしたいと思っております。自席にて質問させていただきます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） 山岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

大和川本流と岡崎川との水位のバランスが崩れ、岡崎川の水が逆流するようなことになれば、バック防止ゲートが閉じられ、岡崎川の水は上昇の一途をたどってまいります。一定の効果のある対策としましては、一時的に水を溜める貯留池の設置や、大和川本流へのポンプアップ。また、岡崎川堤防の嵩上げ等が考えられますが、費用の面と所管団体との協議に困難を要するものばかりでございます。差し当たっての有事の対策としましては、低地に建っております家屋へ土のうを設置し浸水を防ぐ対策としております。

8番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

8 番 (山岡 敏) 今、色々と古川課長おっしゃっているように、ポンプアップの問題とか、それから堤防の嵩上げの問題。色々と大きな課題と言いますか、財産が無いとか。

確かにその、いろんな面で言いますとですね財産面で非常に難しい問題ばかりなんです。しかし、私もこの安堵町によせてもらってこれで 24 年目。一回だけ大きな災害を私は見て、その時はまだ現職でしたのですぐ緊急呼び出しということで行った記憶がございます。その時にこの窪田地区、笠目地区ですね。これをずっと通っていった時に、殆ど浸かっている。そして王寺駅はもう完全に駅まで浸かっているのを見ながら八尾まで走ったことがあります。

これは皆様も御存知のとおり、この災害っていうのはいつやってくるかわからないわけですね。特に、まあ御存知のとおりこの前の台風 12 号による奈良県の災害。これは誰も予測しないことなんですね。ですからこの問題についても、私もあまり詳しくは知らなかったんですけども、色々調べさせてもらおうと、普通は川というものは上流から下流に流れるのが本来の姿なんです。ところが聞くと、津波じゃないんだけど水門を閉めないと逆流すると。これは非常に僕らとしては考えられない光景なんですね。そうすると、窪田地区とか笠目地区が、これが貯水池になってるわけですね。で、9 月の時に聞いたら、貯水池を作るのは難しいと、これはまあ貯水池というのはあくまでも応急的な形のものですけども、今回は、浸水したらポンプアップ出来ないという話をこの前聞きました。これはね僕おかしいと思うんです。そういうような取り決めというか法律上の根拠的なものありますか。その点まずお答えください。

産業建設課長 (古川秀彦) はい、議長。

議長 (森田 瞳) 古川産業建設課長。

産業建設課長 (古川秀彦) 山岡議員がおっしゃってるポンプアップについて、法律上問題があるか無いかというのは、恐らく法律上は問題無いと思うんですけども、それを許認可する国土交通省が現在の状況の中で、協議の段階ではねられるという状況は現在がございます。それで町としましても、その他の間接的な対策としましては、大和川を流域に持つ 2 市 6 町で構成されている大和川改修期成同盟会におきまして、奈良県並びに国土交通省に対し、亀の瀬の改修を含めた治水事業の促進を陳情しております。奈良県も先の 11 月定例県議会における梶川議員の亀の瀬地区の洪水対策についての質問に対し、荒井県知事は狭窄部を広げる工事はすぐには望めないが、県として洪水調整設備設置に国が早く着手するよう働きかけると答弁されております。

また、本年 1 月に近畿整備局、奈良県土木部、奈良県農林部、大和郡山市及び安堵町から成る、浸水常襲地域における流域対策推進協議会が発足しました。浸水被害の軽減のため、岡崎川への雨水の流出を抑制する対策の協議の場がもたれております。今後一層の浸水対策につきまして、検討を重ねてまいりたい所存でございます。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

8 番（山岡 敏） 今おっしゃってる浸水対策っていう協議会ですね、これについては後で聞くということで、私は今現在おっしゃってるように、一番この大和川なり富雄川が増水するという事は一番のざんと言いますか、問題になっているのは今の亀の瀬なんです。これについては先般、全国議長会決起大会に参加しましたときに、国土省の人と直接お話しする機会がございました。その時に色々おっしゃってたのはやはり亀の瀬が一番何とかしなきゃいけないと。これさえ解決すれば増水することは無くなるだろうと。ただ、亀の瀬を解決すると下の方に今度影響すると。ということは勿論住んでた僕の八尾とか松原、堺、あっち方面ですね。まあこちらの方に負担がかかるということで、一気に広げられないのと同時に亀の瀬自体がまだ、一応安定はしているけれども完璧じゃないと。だから一気に削ることはちょっとできないと。だけでもあれを徐々に削る方向を、やはり国土省も考えてるというようにおっしゃってました。ですから、できないじゃなくって、これ何度もアタックしないと、何回も繰り返して県に足を運ぶ、県を動かす、そして最終的には国土省に行くとかいうような形ですね、やってもらわないと、できないからいうて住民これ困るわけですよ。貯水池になるんですよ。ほなこれ水が溜まっていくのじっと見てるわけですか。何らかの対策で、法律にうとてなかったらですよ、何かで掘り出したら良いわけですよ。これはもう有事の際ですからね、そんな悠長なこと僕は言えないと思いますね。だからもう少しスピーディにね、アタックだけはして欲しいと。これはもう僕長年のテーマになると思います。今何もないから安心してられますけどね。こんなん今回みたいにポンと一気に大雨が来てですよ、あそこの地域はもう、そんな土のう積んでどうの言うてる間僕はないと思います。僕も災害に色々立ち合ってますけどね。やはり災害っていうのはね急激に来ます。そんな悠長なこと言うておられません。ですからこの役場も貯水池になると思います。その時の水のアップ。住宅に被害を与えないためにもね、これについてどう考えておられるか、もう一度答弁お願いします。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） ポンプアップにつきましては、国土交通省から聞いておられるかと思うんですけれども。岡崎川という大きな奈良県の一級河川的能力を持った河川でございますので、その川がバックゲートによって閉まる。で、上からはどんどん来るといいう中で、それだけのポンプの能力のあるものが可能かどうかということも含め

て、費用も含めて調査研究の方を進めさせていただきます。

以上です。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

8 番（山岡 敏） 確かにポンプアップすりゃ一番良いんですけども、それまでにやるべきことが僕はあると思うんですね。ということは岡崎川。安堵町だけが流れてる川じゃないわけですね。当然上流の地域があるわけでしょ。そうすると岡崎川に入ってくる郡山市とかいろんな上流の市に対してですよ、少し抑制してくれと。貯水池を設けてくれとかね、雨水池っていうか、そういうふうな水を少しでも溜められるようなものを設けてくれるように働きかけるとか、何らかの対策あると思います。うちだけが全て犠牲になるのは僕はおかしいと思いますのでね、上流に対して、その川に流れてくる関係のある市町村ですね、それらに対してどうというような対策をされるか、その考えちょっとお願いします。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） その件につきましては丁度先ほども申しましたけれども、今年の1月に常襲浸水地域の流域対策推進協議会というものが発足しましたので、そういう場におきまして色々県も含めて、関係省庁も含めて対策をこれから練っていくという場ができましたので、発展させていきたいと思っております。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

8 番（山岡 敏） まあくどいようですけども、今年の1月に発足されてるわけですね。これは1月に発足されてもう今11ヶ月経っているわけです。この間にその浸水常襲岡崎川流域における流域対策推進協議会ですか、これ何回開かれてどうというような内容の話し合いをされたか、この内訳ちょっとお願いします。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） 1月末に発足しましてそれ以降、春に再度2回目がございます。

その中で、今ある溜め池の貯留量の余裕分を使えないかという話しの中で、郡山市と安堵町がこの岡崎川の流域統計を持っておるんですけども、その中の溜め池につきまして、各溜め池の管理者にアンケートを取らせていただいて取りまとめをしてくれたところがございます。それ以降ちょっとまだ3回目っていうのはまだとられておられないんですけども、また働きかけまして協議の場を持っていきたいと思っております。

8番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

8番（山岡 敏） そないして、そういう協議会があるのであれば、やはり何回でもいいから早く議論されてですね、お互いにこれを助け合わないと、まあ今年の言葉が絆というような言葉になっております。それらを考えてですね、うちだけが犠牲になるんじゃないなくて、やはり、上流の市町村ともしっかりと何回でもいいから話し合ってますよ。これは話し合うことは僕必要だと思います。やはり人間というのはその独断と偏見だけでは物事進みませんので、やはり上流とも話しをしていただいて、少しでもやはり浸水を遅らすというような形ですね。これをとってもらわないと。一気にバーンと来て、一気にうちだけが溜め池になってしまうとなると、これは僕はちょっと許せないと思っております。やはり行政側としても、まあ勿論お金がかかるからとか、貯水池にするのにその土地もない、お金もかかるとかいうような前回の回答でしたけれども。まあ確かに僕も長い目で計画を立てながらそういうふうな雨水池を設けてくださいということで、前回終わってますけれども、それに絡んでこれと同じなんですね。雨水池が今度は笠目地区とか窪田地区が雨水池になるということ。これは僕はちょっと余りにも大きな発想かもしれませんけれども、これはわからないですよ。バーンって来た時になる可能性もあり得るってこともやっぱり視野に入れていただきたいと。それと最後にこのマップは当然行政の方であれば皆御存知ですね。

（資料を提示）

これは浸水とかいう問題もありますけれども、これは川が決壊したという時のマップなんですね。これ見ますとね、もう殆どこの庁舎から北側ぐらいが助かる。下はもう殆ど浸かってしまうということですね。で、これに付け加えここでは出てませんが、小泉苑。これは上から流れてくる水で、これここには全然水マーク入ってないんで、じゃあ小泉苑は浸からないのかと、それはないですよ。ここが切れたから

これだけじゃなくって当然他の川から、小泉苑はもう今までからも浸かってますし、だからこのマップだけを見ると非常に怖いというかね、まあうちらかしの木台も当然これです。だからこういうことも視野に入れていただいて、やはりその大雨でただ岡崎川が増水するだけじゃなくって、大和川の決壊ということも視野に入れていただきたいと。非常に難しい問題です。行政側はこんなのなかなかできるかいと思っはるけれども、住民としてはやはり、未然に防いでもらうのが行政の仕事であると僕は常にそう思っております。したがって、いろんな協議会を重ねて奈良県に行くとか、奈良県を動かして、もしあかんかったら国土省に行くとか、実際僕に国土省の人も言うてはりましたよ。「いやもうあれは昔ポンプアップしたらあかんいうのは下流のために」と、しかし「有事の際、そんなこと言うてませんやん」言うたら、国土省の人もですね、「それは有事の際は、それはもうそら仕方ないですよ、何らかの方法考えなはれ。」とね。何らかの方法があるという教示してくれてる。それを僕は求めて何とか浸水対策をやってほしいと思います。

これで私の質問終了します。

議長（森田 瞳） これで、8番、山岡議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて2番、浅野議員の一般質問ですが、安堵町の観光文化事業の創生についての中で、富本憲吉記念館の閉館に関する質問は、先ほど松田議員から質問がありましたので、質問内容が重複することのないように注意してください。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野議員。

（浅野議員 登壇）

2番（浅野 勉） 議席番号2番、浅野勉でございます。

今回は2項目にわたり質問をいたします。

まず1項目目、安堵町の観光文化事業の創生について。

1 点目、歴史と文化遺産に包まれた安堵町。当町で生まれた芸術文化を観光産業に活かしていくことも今後の安堵町活性化への道が広がることと思われませんが、担当課の方策をお聞かせいただきたい。

2 点目につきまして、先ほど松田議員の方からも御提案があったようなのですけれ

ども、富本憲吉先生、安堵町が生んだ偉大な芸術家、また我が国の第一回の人間国宝ということも私自身追加の御声名を申し上げたいと思います。その後、文化勲章を受章されました富本憲吉先生の偉業を、県内はもとより国内外に周知していきたいと思っております。で、その後の質問は松田議員の方から出されておりますので、町を挙げての富本憲吉先生の記念館支援を働きかけていただきますようによろしくお願ひしたいと思っております。

3 点目になるんですけども、今後、富本憲吉先生のデザインを活かした工芸品の開発及び安堵ブランドの立ち上げもされるように提案をいたしたいと思っております。

これが1 項目の質問であります。

2 問目につきまして、教育支援資金、教育支援費、就学支度費の啓発について御説明申し上げます。

我が国の経済の低迷化は町内の保護者の経済力にも大きく影響を生じ、進学を望んでいる受験生と親にとって、家計から学費を捻出できるかどうかは将来を決定する際の大きな課題であると思われまます。平成 23 年安堵社協だより第 61 号に、今ここに持っているんですけども事業報告がございました。

(資料を提示)

22 年度事業報告があったんですけども、その内容に教育支援費につきまして啓発記事が掲載されておられません。本町の社会福祉協議会の窓口では、教育支援資金に関する業務の取扱いをされているかどうか、それをまずお伺ひしたいと思っております。

この教育支援費の内容ですけども、低所得者世帯対象の融資制度は殆どの市町村の社会福祉協議会の窓口が担当しております。全国一律の制度であり 7 種類の融資が設定されています。特に学資に関するものは無利子で受けられる融資の一つです。安堵町内の受験生を持つ家庭が安心して受験に望めるように、当制度の取扱い及び啓発活動の推進について御回答をお願いしたいと思っております。

以上 2 項目質問を申し上げます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

(古川産業建設課長 登壇)

産業建設課長（古川秀彦） 安堵町の観光文化事業の創生についてお答えさせていただきます。まず一つ目の、西本町長の就任以来、観光振興による交流人口の増加を図られてきているところです。本年 5 月にはお手元に配付させていただきました新しい観光パ

ンフレットが完成し、今村勤三氏の生家である歴史民俗資料館から富本憲吉記念館へと続く歴史を感じるルートの設定や、近郊の個性ある神社仏閣とも連携し、一体となった地域観光の魅力をつくっていきたいと考えております。パンフレットの活用としましては、有名ホテルや鉄道の各駅等にも配付させていただいており、好評を得ておりますが、今以上の利用方法を検討してまいります。また、他市町村より安堵町へ入ってくる主要な道には観光施設の案内板等を設置し、より一層の観光人口の増加を図ってまいります。

二つ目の回答をさせていただきます。

安堵町の観光資源の中でも、浅野議員が危惧されております富本憲吉記念館は、昭和47年の開館以来、約40年間全国の陶芸愛好家を始め関係各位の方々の努力、協力により運営がなされてまいりました。しかしながら来館者の減少など運営面につきまして大変御苦勞をなされていると聞き及んでおります。町としましては全国レベルの観光資源でありますし、何よりも富本氏の生家を活かした記念館としての価値は大変なものであると考えております。先ほどの松田議員に対する町長の回答でもありましたように、第4次安堵町総合計画において観光の根幹と考えております。現在、状況の把握及び打開策を検討しているところでございます。

三つ目につきまして、富本先生のデザインを活かした工芸品の開発や安堵ブランドの開発につきましては、民間の活力を得ながら今後、著作権の問題等もありますので、その方面への調整も必要となってまいりますから検討してまいりたいと思っております。以上です。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野議員。

2番（浅野 勉） 力強い御回答ありがとうございました。

今後とも担当課におかれましては、担当課の創意工夫をお願いいたしまして、第1項目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） 磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） 失礼いたします。

浅野議員の質問を、当町行政組織規則第6条第2項の事務分掌に基づき、社会福祉

協議会に関するこの規定によりお答えさせていただきます。

浅野議員御質問の教育支援資金、教育支援費、就学支度費についてでございますが、少子化時代に将来夢を達成できるための教育支援を社会福祉法に基づき、平成 21 年 10 月より修学資金を教育支援資金として、生活福祉資金貸付制度の見直しが行なわれました。御質問要旨のとおり、各市町村社会福祉協議会が窓口として、奈良県社会福祉協議会が実施主体であり資金の貸付を行っている制度でございます。

現在その啓発面は、社会福祉協議会窓口で教育支援資金貸付の御案内のチラシの配置や、窓口に配付しております。それから町教育委員会、中学校に高校奨学金制度のお知らせとしてチラシの配付はしております。しかし、安堵社協だより平成 23 年 9 月号第 61 号において、平成 22 年度安堵町社会福祉協議会の事業報告を掲載いたしました。新規貸付件数のみの報告であって制度の啓発がなされておりました。今後は更に教育委員会と連携して、安堵町内の受験生に周知させていただき、また町内全体に社協だより、広報あんど等を利用した啓発を徹底することを社会福祉協議会に申し添えました。

以上でございます。

議長（森田 瞳） ちょっと、浅野議員ちょっとお待ちください。

ここに質問の内容でございます、安堵社協だより第 61 号。ここに質問書がございますね。この件、社協だよりというのは健康福祉課長の所管ですか。そこで編集されておりますか。

健康福祉課長（磯部あさみ） 編集はしてないんですが、一応、事務分掌の中で社会福祉協議会についてというのが当課の管轄になっております。

議長（森田 瞳） であれば、社会福祉協議会の担当の者をですね、ここで説明をこうむることは当然だと私は思うんですけども、その説明員として、ちょっと休憩に引き続き、おられれば説明していただくということでそれでよろしゅうございますか。

2 番（浅野 勉） はい、結構でございます。

議長（森田 瞳） ここの方の説明員として、ここで議場に入ってくださいこと許しますので、ちょっと休憩ですね。ちょっと準備して当たっていただいて、ここへ来ていただいて説明を願った方がより具体的にわかることでございますので、暫時暫く休憩いたします。

暫時休憩

午前 11 時 07 分

午前 11 時 20 分

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き再開いたします。

教育支援資金の啓発について、引き続き浅野議員の質問を許します。

2番（浅野 勉） 質問いたします。まず安堵町内の受験生と私言いましたけども、これは高校進学だけではなくて大学進学にも関係がございます。その大学進学の家にとりましても、この県の社会福祉協議会のこの窓口というのは大変大切なことだと思いますので、そのことにつきましても御回答よろしくお願ひしていと思います。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） 磯部健康福祉課長。

健康福祉課長（磯部あさみ） 奈良県の社会福祉協議会の事業になっておりますが、町の社会福祉協議会が窓口になりまして、しっかり啓発し町民全体に周知できるように、広報あんどまた社協だより等をもちまして啓発させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野議員。

2番（浅野 勉） 積極的な御意見ありがとうございました。

只今の御回答によりまして、安堵町内の受験生。全ての受験生ですけども、持つ家庭にとりまして大きな力添えになっていただくことだと思います。今後も、住民福祉のために積極的な情報の御提供をしていただきますようお願いいたしまして、教育支援費につきましても御質問を終ります。ありがとうございました。

議長（森田 瞳） これで、2番、浅野議員の一般質問を終ります。

議長（森田 瞳） 続いて4番、中本議員の一般質問を許します。

4番（中本幸一） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中本議員。

(中本議員 登壇)

4 番 (中本幸一) 4 番の中本幸一です。

質問事項は文化財の保護と活用についてでございます。

安堵町の活性化のためには、只今工事中の西名阪スマートインターチェンジの活用による企業の進出と、観光資源である文化財等の情報発信による観光客の増加、いわゆる交流人口を増やすことで、活気のある町づくりができると考えます。そのためには文化財の保護は重要な施策の一つであると考えます。しかし、文化財の保護には所有者の協力が不可欠であり、時には多大な金銭的支出や人的協力も必要です。

私の住んでいる窪田地区の中家住宅も然りであります。広大な敷地や表の母屋、持仏堂等の数々の家屋と関連施設については、中世から江戸時代のもので国の重要文化財に指定されている環濠屋敷であります。所有者の金銭的負担や近隣を含む応援をしていただいている方々の努力により成り立っています。最近では、10 月末に首都圏からのまとまった人数の観光客が来られました。安堵町の知名度が高まってきていることの証だと考えていますが、同住宅を含む文化財の保護と活用について、町の考えをお尋ねいたします。

議長 (森田 瞳) 久保教育長職務代行、御答弁願います。

教育長職務代行 (久保茂樹) はい。

(久保教育長職務代行 登壇)

教育長職務代行 (久保茂樹) 只今の中本議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

現在、安堵町文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、中家については一定の補助をさせていただいております。また、当町の文化財行政を更に充実させるために、平成 24 年度に地域の文化遺産とも言える本町文化財の保護、維持、継承を図るため、文化財保護条例をまず制定させていただき、文化財保護審議会を立ち上げ、町内に存在する文化財の把握に努めるほか、中家を始めとする文化財の保存、維持についても町として力を入れてまいりたいと考えております。

4 番 (中本幸一) はい、議長。

議長 (森田 瞳) 中本議員。

4 番 (中本幸一) 安堵町の中家住宅を含む文化財についてのお考えをお聞きいたしました。更に今後の具体的な取り組みについて、お尋ねいたしたいと思っております。

教育長職務代行（久保茂樹） はい、議長。

議長（森田 瞳） 久保教育長職務代行。

教育長職務代行（久保茂樹） 先ほど御回答させていただいたようにですね、次年度、条例を早いうちに制定いたしまして、主に中家が一番に来るとは思いますけれども、その後審議会を立ち上げて、町の指定ということで、中家を始めとするその文化財をですね支援していこうということを考えております。

4 番（中本幸一） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中本議員。

4 番（中本幸一） 観光資源と文化財の活用は、町の活性化には必要不可欠の課題でありますので、積極的な取り組みを期待いたしまして、私の質問を終わります。
ありがとうございます。

議長（森田 瞳） これで、4 番、中本議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて9 番、田中議員の一般質問ですが、住所表示については、先ほど松田議員から質問がありましたので、質問内容が重複することのないように注意してください。

では、質問を許します。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

（田中議員 登壇）

9 番（田中幹男） 9 番、田中幹男でございます。

4 点にわたり質問をさせていただきたいと思っております。

1 点目はこの4 月から実施がされております、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン、3 種類の接種費用の助成事業の継続をお願いしたいとい

うことであります。これは国の補助事業として始まりましたが、今年度末で一旦終了し、来年度については未だ決定がされておられません。私は、行政として国に継続を求めると共に、例え国庫補助が無くなった場合でも、安堵町として継続をお願いするものであります。それが1点でございます。

次にシルバー人材センターの設置についてであります。

安堵町にはシルバー人材センターがありません。河合町や斑鳩町のシルバー人材センターがこちらに派遣をされております。11月に行われましたタウンミーティングでも、是非安堵町でも作ってほしいという声が住民の皆様から挙がっております。どうか安堵町でも設置を検討してはいかがかと思っておりますが、いかがでしょうか。それが2点目であります。

3番目、住所表示について。松田議員からも質問ありましたので、重複は避けたいと思っております。しかし私はですね、この点で、やれるところからまず始めるってことがね大事なことではないかというふうに考えております。どうか検討をお願いしたいということでもあります。

4番目に、高齢者の見守り活動についてであります。

当町でも今24%台ですか65歳以上の人が、という高齢化率になっておりますけれども。今後急速にその率は高まることが予想され、支え合いの地域を早期に作り上げるという必要があります。それによりますと、やっぱり住民の力を借りるってことがどうしても私は必要ではないかっていうふうに考えておりますけれども。現状と今後の対策についてお聞きをしたいと思います。

以上でございます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） 磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） 失礼いたします。

只今の田中議員の一つ目の質問にお答えさせていただきます。

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種につきましては、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業におきまして、対象年齢層に緊急に一通りの接種の機会を提供し、これらの予防接種の促進のために、市町村が実施主体となりまして、平成24年3月31日までの期間で実施しております。

財源につきましては、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時交付金を用いております。平成24年度以降についての御質問でございますが、当該事業の継続については、現在国からの情報、通知もなく、まだ継続については把握してはおりません。

当町におきましては、現時点では、平成 24 年度も引き続き実施する予定でございます。仮に、御質問趣旨であります補助事業の継続等につきましても、奈良県を通じて国に要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 今、磯部課長さんから、来年度におきましても、国の補助事業にならなくても安堵町として継続をしていきたいという、そういう言葉が言われました。

是非ですね、大事なことで、長く続けないとこういうものも力を発揮しないと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） 失礼いたします。

それでは、田中議員のシルバー人材センター設置についてにつきまして、答弁させていただきます。

田中議員が申されたとおり、現在、県内には 28 のシルバー人材センターが設置されている状況にあります。御存知のとおり、シルバー人材センターは高齢者の希望に応じた、臨時的かつ短期的な就業または簡易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供することを目的とした団体で、地域の高齢者が協働・共助し合うことによつて運営される自主的な団体でございます。この中には、法人格を持つもの、持たないもの、既存の団体の中でシルバー事業を運営しているもの、また、磯城郡のように広域的に郡で一つのシルバー人材センターを立ち上げているところなど、地域の状況に応じたその実態は様々であります。これはシルバー人材センターが独立採算を基本としており、また持続可能でなければならないことから、その地域の実情に沿う必要からきているものと思われまふ。したがつて、当町での設置の検討に当たりまふは、まず、当町において事業として成り立つものなのかを見極める必要がございます。

シルバー人材センターにおいて、自己の技能を提供したいと希望される高齢者がどの程度いらつしゃるのか、またシルバー人材センターに対してどの程度の需要があるのか、ということが重要であると思ひます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 全県で 28 箇所あるということですが、安堵町の業者さんも、まあ零細な業者さんが多い関係上、難しい側面もあろうかと思えます。正直に言いましてね。

要は結局、登録してもらわなければならないわけですが、作る場合には。それと仕事量の関係だろうと私も思います。まあ経済でいえば需要と供給の関係ってことになろうかと思えますけれども。その辺をですねやっぱり、まあシルバー人材センターで働くとなれば、まあ 1 箇月最低でも 3 万、4 万というお金にならなかったら、なかなか維持も難しいだろうとは率直に思いますが。まあ住民の皆さんの中からも声が出てるんですよ実際ね。何で安堵町だけないんでしょうっていうことです。簡単にいきますと。ですから、仕事が全然無いっていうことはないんですよ。実際に斑鳩町や河合町さんのシルバー人材センターにお願いしてるってことがありますのでね。ただ、結局この事業として維持ができるかどうかとなると、なかなかねクエスチョンなのかなというふうには思いますが。是非、実施を含めた検討っていうかね、やっぱりしてほしいと思うんですね。ただ、一般的に検討しますってことじゃなくてね。実際それだけの需要があるのかどうか、仕事される方もいるのかどうかっていうことが、調べない限りは何ともこれ言い切りようがないんでね、是非、そういう調査をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） 御指摘のとおり、現在安堵町での実態把握については、県のシルバー人材センターに助言をいただきながら進めているところではございます。

先ほども申しましたとおり、シルバー人材センターは高齢者の自主的な団体でありますから、高齢者が主体となって、自主的な組織づくりをしていただくことが欠かせないことと考えておりますが、それに対して町が基本的に助言、助力していくことが大事かと考えております。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 是非、前向きに検討をお願いしたいと思います。

次に、住所表示についてでありますけども、ダブる点は省略いたします。

で、具体的に全部最初から変えるってのもいろんな点で問題あるかと思っておりますので、できる点から始めていただきたいと思います。そして私は住居表示変更の検討委員会の設置をお願いしたいというふうに思います。

住所表示については、そういうことであります。

で、4 番目に高齢者の見守り活動についてであります。

安堵町でも当然、消防団や社会福祉協議会、民生委員という方達でいろんな対策が考えられているわけですよね。当然名簿もお持ちになっていらっしゃるということなんですけども。やっぱりもっとこう全町的なね、横の繋がりというか、そういうものを作っていく必要があるかというふうに私は考えてるんです。

例えば亡くなった場合、1 ヶ月もわからないような、そんな事例も他の自治体では出ておりますけども、そういうことからしても、警察や消防、消防団、民生委員、社会福祉協議会、大字の自治会、あげくは新聞配達や牛乳配達、こういう人を網羅していけば凄いい体制ができると私は思ってるわけです。で、そういうものは県下でも色々模索がされております。南の宇陀市ではそういう体制が整ったというふうに聞いております。是非ですね、特に町民の皆様のを借りるってことはね、私は今後の介護っていうか、当然、行政だけでは成り立ちません。皆さんの力をはじめて借りてできることだと私は思いますので、その辺について現状と今後について方策があればお聞きしたいと思います。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） 磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） 失礼いたします。

四つ目の田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

介護保険法に基づく当課の地域包括支援センターでは、65 歳以上の独居老人、高齢世帯で認知症等、何らかの支援や見守りを必要とする人を把握し、定期的に訪問し状況把握に努めており、また状況把握しております。現在、高齢者サービスとして配食サービスや緊急通報装置の貸与などを実施しております。また今年度は 65 歳以上の独居老人等に、緊急時に適切な救急医療活動に活用する救急医療情報キットを配布する予定など、見守りの支援を行政として取り組んでおります。また、西和消防署は、火災予防運動行事の一環として、75 歳以上の独居老人への防火訪問を実施されておられます。この 11 月の訪問の時には、当課職員も同行し連携しております。また、町老

人会が行政と連携し、高齢者が互いに支え合うための健康・友愛・奉仕の活動を実施されておられ、支部には、ふれあいの機会・居場所づくりのための高齢者サロンを設置されておられます。

また、民生児童委員会協議会などの関係機関も、それぞれの役割に応じて声かけや安否確認などの見守りを訪問等によって行われており、今後も、先ほど議員のおっしゃった、今申しました消防署、民生児童委員協議会、老人会も含めて、警察、自治会等関係機関と連携し、継続してまいりたいと思っております。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 私は、区長会っていうものをもう少し活かした方が良いと思うんですね。やっぱり地域の、せめて自治会の役員さんぐらい同じ意識を持っていかないと、実際災害とか何んかあった場合、その人を助け出すことができますかね。私は無理だと思えますよはっきり言ひまして。うちの場合で言えば、若草、柿の里で民生委員の方は1人しかおられないから、1人でどれだけの人口が居ますかね、270世帯あるわけですから、800人くらい居ますかね。その人達のお世話をその1人の民生委員の方がやるなんてことは到底不可能なことだというふうに私は思いますので、是非、そういう自治会の役員の方ぐらい共通認識持てるような体制っていうの考えていかないと、実際には何の役にも立たないっていうこと。普段はいいですよ、普段はそれでもね。そういう緊急時には対処できないっていうふうに考えますので、是非その辺の、やっぱり全町を挙げての高齢者を見守るっていう体制がね、私は今必要ではないかと思ひますので、どうかよろしく御検討をお願いしたいと思ひます。いかがでしょう。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） 磯部健康福祉課長。

健康福祉課長（磯部あさみ） 今、田中議員のおっしゃったとおり、今後はそれぞれの関係機関が今持っている知り得た情報はそれぞれ把握されておりますので、いかに有効的に連携し活用できるかが、今後、大切かなと思ひしております。

また、自助（自分の責任で自分自身が行うこと）、共助（周囲や地域が協力して行うこと）、公助（公共公的機関が行うこと）、協働（みんなで協力し合うこと）のもと、地域での働きが本当に必要になってまいります。特に有事の際には、地域の方々協力し合っただけでなく、初動活動、最初になってくる活動となってくると思

いますので、区長会にもお願いし、地域の役割、地域の繋がり大切さを御理解いただくことを啓発していかなければならないと思っております。そしていろんな関係者と協力体制ができるよう住民の皆様に御協力いただきながら、連携してまいりたいと思っております。

以上です。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） まあ今後ですね、簡単に言えば、旧村はそういう関係作れてんのかもしれませんが、やっぱり新興住宅でも支え合う地域っていうかね、そういうものができてこないとね、なかなか難しい側面もありますけども。今後やっぱり元気な高齢者が弱ってる高齢者をいたわるってのかな、そういう関係が私はどうしても出て来るんだろうっていうふうに思いますので、どうか今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問終ります。ありがとうございました。

議長（森田 瞳） これで、9 番、田中議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて 5 番、島田議員の一般質問を許します。

5 番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） 島田議員。

（島田議員 登壇）

5 番（島田正芳） 5 番、島田正芳です。

質問事項として、笠目、新家（富雄川西側）地区の下水道整備計画についてお伺ひいたします。

質問の要旨、笠目、新家地区（富雄川西側）にあつては、他町村（斑鳩町）の下水道計画に接続して、供用開始しなければならない地区であります。そこでこの地区は 3 ブロックぐらいに分かれると思われまひす。

- ① 町道笠目線を挟んで北側地区と南側 50m ぐらいまでの部分。
- ② その接続部より南側から字小鍋の町道部分まで。
- ③ その町道部分から桃源田付近のところに分かれると思います。

それぞれ斑鳩町の下水道本管に直接接続することになると思われます。そこで、それぞれの施工場所の着工予定時期はいつ頃になるのかお教え願いたい。

以上です。

上下水道課長（北門康幸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 北門上下水道課長。

（北門上下水道課長 登壇）

上下水道課長（北門康幸） それでは、只今の島田議員の質問にお答えさせていただきます。

新家地区の公共下水道計画につきましては、当初の斑鳩町との打ち合わせでは、三代川改修工事が完了しなければ区域外流入点を整備することができないとのことでしたが、現時点で斑鳩町との詳細なすり合わせで、当初計画との変更点が見つかり、①町道笠目線を挟んで北側地区と南側 50m ぐらいまでの部分及び、②そこより南側字小鍋の町道部分までの地区を区域外流入できることが判明いたしました。

平成 24 年度に測量委託、平成 25 年度に詳細設計の実施ができるように財源確保に努めてまいりたいと考えております。工事の施工時期については、①及び②の地区については、平成 26 年度に町道に面した部分から、順次、下水道工事を施工していく予定にしております。私道については、地権者の同意並びに隣接者全員の公共下水道敷設申請が揃った場所から整備を進めてまいりたいと考えております。また③の桃源団地地区は斑鳩町の流入点の整備がまだ計画されていませんので、斑鳩町下水道課と協議して、早期に流入点の整備を行ってもらうように鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

5 番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） 島田議員。

5 番（島田正芳） 今の①の町道笠目線付近と、②の小字小鍋付近の私道部分については、住民自ら権利者の同意を得なければならないということですね。

そこで、私道部分に隣接するところの住民には、地権者の同意がなければ、公共下水道の接続工事ができないということを周知徹底すると共に、私道周辺の調査等をし

た資料を提供していただきたいと思います。そして地権者の同意を得られるように、町としても協力をしていただきたいと思います。

③番、桃源田団地付近の下水道接続については、斑鳩町の下水道計画変更作業等が伴うと思われます。斑鳩町とも十分な協議をなされながら、早急に下水道整備計画が推進されるように要望いたします。

以上です。

議長（森田 瞳） これで、5番、島田議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） これで一般質問を終結します。

先ほど一般質問の中で、松田議員と田中議員からの質問もありました、住居表示については、過日行われましたタウンミーティングの中でも多数の意見がありました。

この問題については、議会といたしましても調査・研究の機会として重要であると考えことから、特別委員会を設置し調査してまいりたいと思います。

ここで暫時休憩に入ります。

午後1時まで休憩に入ります。

暫時休憩

午前 11時55分

午後 1時00分

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き再開します。

議長（森田 瞳） お諮りします。

住居表示については、5人で構成する「住居表示検討特別委員会」を設置し、これに付託して調査・研究することにしたと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、住居表示の検討については、5人で構成する「住居表示検討特別委員会」を設

置し、これに付託して調査、研究することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） お諮りします。

住居表示検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名させていただくことに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

議長（森田 瞳） お諮りします。

住居表示検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名させていただくことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

議長（森田 瞳） それでは指名します。

2番、浅野 勉 議員、
4番、中本幸一 議員、
5番、島田正芳 議員、
6番、松田和代 議員、
9番、田中幹男 議員。

以上、5人をそれぞれ選任したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって只今指名しました議員を、住居表示検討特別委員会委員に選任することに決

定しました。

暫時休憩いたします。

暫時休憩

午後1時02分

午後1時04分

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き再開いたします。

議長（森田 瞳） 議会から、報告します。

住居表示検討特別委員会

委員長に、 浅野 勉 議員、

副委員長に、 中本 幸一 議員です。

よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 只今、住居表示検討特別委員会委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

議長（森田 瞳） お諮りします。

住居表示検討特別委員会委員長から、閉会中の継続調査申出書について日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

議長（森田 瞳） この採決は、挙手によって採決します。

この件について日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、住居表示検討特別委員会の閉会中の継続調査申出書について、日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決

定されました。

議長（森田 瞳） 追加日程第1：「住居表示検討特別委員会の閉会中の継続調査申出書について」を議題とします。

住居表示検討特別委員会の閉会中の継続調査申出書について、会議規則第68条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（森田 瞳） お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（森田 瞳） 日程第6：「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長から、委員会において所管事務の事件について、会議規則第68条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（森田 瞳） お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（森田 瞳） 日程第8：「諸般の報告」を行います。

議会からは2点、報告がございます。

1点目は、去る11月17日から18日にかけて、岐阜県高山市及び飛騨市古川町への議員派遣をいたしました結果について、浅野議員から報告していただきます。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 浅野議員、よろしく申し上げます。

（浅野議員 登壇）

2番（浅野 勉） 失礼します。

議員派遣報告書

平成23年12月1日付けで提出いたしました。

安堵町議会議長 森田 瞳殿。

安堵町議会においては、下記のとおり、議員派遣、先進地視察研修を実施いたしましたので報告いたします。

記

視察年月日 平成23年11月17日（木）から18日（金）

研修内容 県外視察

濃飛乗合自動車株式会社（岐阜県高山市）

三嶋屋和ろうそく店（岐阜県飛騨市古川町）

議員視察研修報告

去る、11月17日（木）から18日（金）の2日間にわたり、視察研修に赴きました。1日目は、岐阜県高山市を訪れました。高山市は2005年2月1日に周辺9町村を編入合併して、現在日本で最も広い市です。面積2,177.67k㎡は東京都とほぼ同じ広さがあります。但し、山林が92%を占めるため、可住面積は限られています。推定総人口は9万2,400人です。山間部住民の交通アクセスの確保は重要な課題であったものと思われま。

安堵町が来春に運行実施を策定している公共交通事業の先進地として、当市が進められている交通アクセスを学ぶために、岐阜県高山市の濃飛乗合自動車株式会社を訪問しました。

当社は、高山市の各地域を隅々までカバーして、住民が安心して通学や通院、買い

物ができるように路線の見直しを行い、平成 23 年 3 月 1 日から運行されています。

視察当日は、取締役や企画管理部長様から、プロジェクターを使って交通アクセスの課題解決に向けた当社の運用開発についての詳しい説明がありました。当町の参加議員からの多種にわたる質問にも丁寧に御回答いただき有り難く思いますと共に、バスの運用に当たり、大変な御努力をされていることに敬意を表したいと思いました。

説明の後、実際に運行されていますバスに議員一同が乗り、高山市内を約 40 分かけて回りましたが、100 円の低料金で市内巡りができるシステムに感動を覚えました。

安堵町の公共交通システムの運用に向けて、参加議員一同、心を新たにさせていただきました。

2 日目は、安堵町と灯りを通じて関わりのある、創業 240 余年の老舗和ろうそく店三嶋屋を訪れました。

当日の気温は約 10℃でやや肌寒い朝でしたが、三嶋屋の店内に入ると、玄関土間に石油ストーブがつけられ、訪問者を暖かく迎える準備がされておりました。

土間の左側に障子で仕切られた 5 畳ほどの作業場があり、7 代目の当主、三嶋順二さんが和ろうそく作りの作業を進めておられました。当日も早朝から、ウルシ科のはぜの実を絞って固めた木蠟を 70℃ぐらいになるまで溶かし込んだ深鍋があり、更にもう一つの鍋を 60℃ほどに温めた蠟を長い摺子木を使って始終攪拌されておられました。

和ろうそくは、竹串にさした数本の灯芯を同時に回転させながら、熱く溶かした木蠟を素手で塗り重ねていく行程で作りあげられていきます。その和ろうそく作りに欠かせない灯芯の材料である藁草が、岐阜から遠く離れた奈良の安堵町で生産され、運ばれてきておりました。灯りが繋いだ縁がここにもあったのです。

今後もこのような交流が継続されることを願ってやみません。

解説をしながらも次々とうろうそくの太さが増し、日頃見慣れている和ろうそくの形に仕上げられていくのは、まさしく匠のなせる技であるに関心をさせられました。

岐阜県下では 2 軒、全国でも 20 軒余りになってしまったという和ろうそく店は、貴重な日本の文化を引き継ぐ専門店といえます。

三嶋屋さんも後継者の心配もされておられたこととは思われますが、来年から御子息が、和ろうそく作りの後継ぎのために自宅に戻ってこられることを、何度も嬉しそうに語っておられたことが印象深く、お聞かせいただきました私たちも共に嬉しく感じました。

伝統文化工芸を守り育てていくことに対しては多くの課題があるとは思われますが、今回の現地視察において、安堵町内の歴史文化の再発見と観光文化の創造に向けて、大きな示唆を得られた視察ができましたことを報告いたします。

安堵町議会議員

浅野 勉

以上。

議長（森田 瞳） ありがとうございます。

議長（森田 瞳） 2点目は、議員表彰披露についてであります。

去る11月9日、生駒郡各町優良議会議員及び優良職員選奨式において、松田和代議員が満4年上在職し、実績が優れた者として一般表彰を受けられました。

皆様方に御披露いたします。おめでとうございます。

議長（森田 瞳） 次に、堀川総合政策課長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） 失礼いたします。

それでは諸般の報告ということで、平成23年度のタウンミーティングについて御報告させていただきます。

11月2日の窪田地区を皮切りに、平成23年度タウンミーティングを開催させていただきました。25日の東安堵、あつみ台地区で終了いたしました。

議長、副議長及び議員各位におかれましては積極的に御参加いただきましてありがとうございました。

それでは、今回のタウンミーティングの概要を総括して御報告させていただきます。

全体で166件の御意見や御要望がございました。大まかにまとめますと次のとおりでございます。生活用道路の整備に関するものが36件、公共交通に関するものが14件、公共下水道の整備に関するものが12件、防災に関するものが11件、観光を含めた産業の発展に関するものが8件、福祉に関するものが8件、教育に関するものが13件、議会に関するものが7件、その他一般行政に関するものが57件ございました。

各会場において、昨年のタウンミーティングによる処理状況の説明を行い、未処理の問題で、継続的に取り組むべきものは引き続き努力することの確認を行いました。

また今年のタウンミーティングでも、各自治会特有の御意見や御要望もあり、すぐに対処できること。公共交通問題など中期的な計画により進めなければならないもの、溢水問題など長期的計画により進め、なお且つ、現状の緩和を図らなければならないもの様々でございますが、住民の皆様からいただいた御希望や御要望を真摯に受け止め、担当部署、関係団体と協議を重ね善処してまいりたいと考えていますので、議員の皆様方もお力をお貸しいただきますようお願いいたします。御報告に代えさせ

ていただきたいと思います。

議長（森田 瞳） これで諸般の報告を終わります。

議長（森田 瞳） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第4回安堵町議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

閉 会

午後1時20分
